

【研究論文】

# 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

—伊勢商人・長谷川治郎兵衛家の

会計実務の発達過程の分析を中心に—

橋本 寿哉

The Development of Accounting Practice  
and the Organizational Structure of the Merchant Houses  
in Early Modern Japan

HASHIMOTO Toshiya

## 【要旨】

近世日本の一部の商家では、複式決算を可能とする西洋起源の複式簿記と同一原理の日本固有の簿記法に基づいた体系的な会計実務が行われていた。そうした実務は、高度な組織体制を構築した大商家において見られたことから、その生成・発達の過程や要因を、商家の組織体制との関わりにおいて明らかにするため、17世紀後半に江戸に進出して木綿問屋として発展を遂げた伊勢商人・長谷川治郎兵衛家を事例として採り上げ、同家の会計実務の発達過程を、経営上の3つの時代区分に基づいて考察した。考察から、会計実務は組織体制の発展に対応して段階的な発達を見せ、最終的に一族の事業、家産、家計が本家によって一元的に統括される中央集権的な組織体制へ発展したことが、体系的な会計実務を完成させることになったことが明らかになった。

## 【キーワード】

商家経営、日本固有の簿記法、会計実務の発達過程、組織体制

## 【ABSTRACT】

The development process of accounting practice of the House of Hasegwa, known as a successful merchant house from Matsusaka, Ise in the Edo period, is studied based on the extant financial reports and account-books. The development

process is analyzed in 3 periods according to the change of the management structure, and it is revealed that the practice showed a step-by-step development, and that it was finally completed, in response to the evolution of the organizational structure of the merchant house to what resembles a modern holding company, as a systematic one utilizing the recording method which enables the two-sided calculation of net asset or net profit based on the same principle as double entry bookkeeping.

### 【Key words】

Merchant House Management, Japanese Original Bookkeeping,  
Development Process of Accounting Practice, Organizational Structure

## 1. はじめに

明治維新後に西洋から様々な文物を導入することによって近代化が図られる以前の近世日本の社会は、封建的で遅れたものであったとする単純な見方は、今日では最早過去のものとなりつつあり、むしろ、この時代の先進性が注目されている<sup>1)</sup>。江戸時代の商家の経営も、想像以上に合理的なものであったと見られており、同時に一部の商家では体系的な会計実務が行われていたことが明らかになっている。本稿は、近世日本の商家における会計実務がいかんして生成し、体系的なものへと発達したのかを探ろうとするものである。

日本では、室町時代から商業帳簿が存在していたとされるが<sup>2)</sup>、西洋起源の複式簿記のような体系的な簿記法が生成することはなかったと長い間信じられてきた。江戸時代の商家で用いられた帳簿の名称として頻繁に用いられた『大福帳』ということばからイメージされる当時の商家における会計実務は、原始的で非体系的なものであった。すなわち、取引が単に時系列に記録されるか、現金銀や債権債務等の増減が連続して記録される程度のことしか行われていなかったと見られていたのである。しかし、第二次世界大戦後、商家に秘蔵されていた当時の多くの会計帳簿類が公開され、それらの分析が進められた結果、一部の大家における会計実務は、期間損益あるいは期末資本の二面的計算、すなわち複式決算を可能とする簿記法に基づいた極めて体系的なものであったことが明らかにされたのである。こうした簿記法は、西洋式の複式簿

## 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

記と同一原理のものであったが、形式や手続面において大きく異なっており、西洋から伝播したものではなく、日本で独自に生成した固有のものであったと考えられる<sup>3)</sup>。

これまでの研究から、伊勢国松坂出身で京都に本拠を置いた三井家や近江国日野出身の中井家等において、複式決算を可能とする簿記法に基づいた体系的な会計実務が行われていたことが明らかにされている（西川 [1993]、小倉 [1962]）。これらの商家は、いずれも極めて高度な組織体制を構築して事業を展開していたことが知られており、そうしたことから、近世日本の商家において会計実務の発達が見られたことは、組織体制のあり方と密接に関係していたと考えられる。

本稿では、以上のような理解に基づき、伊勢国松坂出身で江戸に進出して木綿問屋として発展を遂げた長谷川治郎兵衛家を事例として採り上げ、組織体制の発達との関わりから、同家の会計実務の発達過程について考察する。17世紀後半に創業し、最終的に5つの江戸店（えどだな）から成る事業集団として商業活動を展開した長谷川家では、組織体制の変化とともに会計実務を発達させ、19世紀初頭までに、三井家や中井家にも劣らない極めて体系的な会計実務を完成させた。同家の経営や会計実務に関するこれまでの研究を基礎とし、現存する決算報告書や決算記録簿にも当たりながら、江戸時代の長谷川家における会計実務の発達過程を明らかにし、複式決算を可能とする日本固有の簿記法の生成やこの簿記法に基づく会計実務の発達に係る歴史を解明する一助としたい。

## 2. 伊勢商人の躍進と長谷川家の発展

### (1) 江戸開府と伊勢商人の躍進

徳川家康による江戸開府後、幕府による全国統治が進むと、交通の発達、貨幣の普及、物資の生産増加等によって、それまで大名領地を単位として成り立っていた日本の経済は、全国規模の商品流通経済へと移行していった。同時に、将軍のお膝元である江戸は、参勤交代が制度化されたこと等により、人口が集中する大消費地となったが、この新興都市における商業活動を先導したのは、近江出身の商人たちとともに伊勢から進出してきた商人たちであった。彼らの貪欲なまでの営利追求のたくましさは、「近江泥棒、伊勢乞食」と言われる程であった。

伊勢は、古くから神宮の所在地として賑わいを見せ、また、茶や木綿の産地であるとともに伊勢湾に面した商品流通の重要拠点として栄えてきたことが、この地出身の

商人たちの江戸での早くからの活躍を可能にした。戦国時代から既に東国と交渉のあった伊勢の商人たちは、開府とともに江戸に進出し、支店を設けた。元和年間（1615~1624年）には早くも富山家（大黒屋）や鈴木家（伊豆蔵）等が進出しており、それに続けて、寛永年間（1624~1644年）以降、多くの伊勢商人が江戸に店を出した。中でも大伝馬町に木綿仲買として進出した伊勢商人は有名で、小津家（伊勢屋）、長井家（大和屋）、川喜田家（川喜田屋）等とともに、長谷川家もその中に含まれる。1686（貞享3）年には、70軒の伊勢商人を含む木綿仲買商が、自己資金で商品を仕入れて販売する問屋にいっせいに昇格したが、藍染加工した松坂木綿が元禄期（1688~1704年）に江戸で流行するといった好条件にも恵まれ、木綿仕入問屋となった伊勢商人たちの商売は大いに繁盛したという（稲本他〔2015〕186頁）。

他にも、呉服商として駿河町に店を構えた三井家を始めとして、伊勢出身の多くの商人たちが江戸の各地に出店した。時代が進む中、伊勢商人の間でも淘汰が見られたが、江戸における存在感は大きく、彼らが好んでつけた「伊勢屋」という屋号を揶揄して、「江戸に多きもの、伊勢屋、稲荷に犬の糞」という言葉がはやったと言う。

## (2)長谷川家の創業と発展

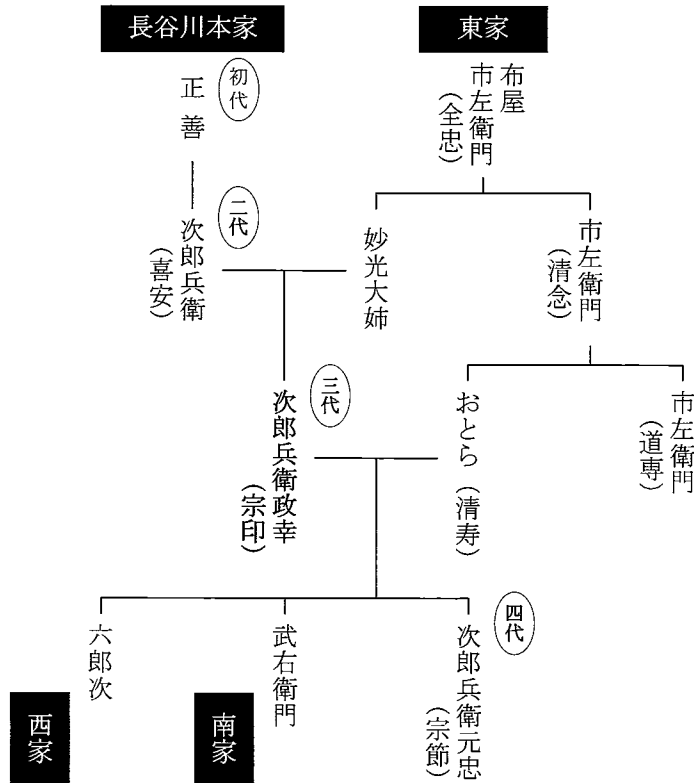
長谷川家の商家としての発展は、3代・政幸（1645~1740年）に始まる。松坂に育った政幸は、幼くして父を亡くし、もともと親戚であった母の実家の長谷川市左衛門の江戸店にて修行を積んだ。同店は「布屋」の屋号で、1635（寛永12）年に開かれた大伝馬町の老舗であった<sup>4)</sup>。ここで商売の基本を学んだ政幸は、1675（延宝3）年に、亡き父・長谷川治郎兵衛の名を継ぎ、一本立ちして江戸大伝馬町一丁目に木綿仲買店を開いた。これが、長谷川家の「本店（ほんだな）」であり、屋号を「丹波屋治郎兵衛」といった。店の経営は順調に推移し、1686（貞享3）年には、既述の通り、他の仲買商とともに木綿問屋となり、更なる発展を遂げることとなる。

政幸は、江戸に店を開いて成功を遂げた他の商家の当主と同様、商いが軌道に乗ると店の運営は支配人に任せ、自らは松坂の本家に戻り、伊勢国産あるいは尾張・三河産の木綿を仕入れてこれを江戸に送る一方、商いの流れ全体を指揮し、事業を拡大させていった。

その後、政幸は1702（元禄15）年には、同じ大伝馬町一丁目に分店として「新店（しんだな）」を開くなどして、96歳で没するまで事業の総指揮を執り続け、長谷川家発展の基礎を築き上げた。

## 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

図表1 長谷川家略系図(初代から四代まで)



出所：松阪市史編さん委員会編 [1983] 565-567 頁より作成。

政幸の死後も、跡を継いだ代々の当主は、同じように家業の発展に力を注いだ。1725（享保10）年には「亀屋店」、1738（元文3）年には「戎屋店」と、政幸の子どもたちが興した南家、西家の2つの分家がそれぞれ店を開いたのに加え、1783（天明3）年には繰綿を扱う「向店（むかいだな）」を設けた。これらの店はそれぞれ独立したものであったが、松坂の本家と経済的にも精神的にも結びつきをもち（松本[1962a] 139-140頁）、5店体制で長谷川家の事業が展開されたのであった。江戸中期には74軒を数えた大伝馬町一丁目の木綿問屋は、時代とともに淘汰、集約化が進み、天明年間（1780年代）には20軒となり、幕末までその数にほぼ変化はなかったが（松本[1962a] 118-119頁）、そのうちの5軒が長谷川家のものであった。

図表2 長谷川家略年譜(江戸時代末期まで)

西暦	和歴	事項
1635	寛永 12	長谷川市左衛門、小伝馬町で木綿仲買となる
1645	正保 2	業祖・3代治郎兵衛政幸(宗印)出生
1675	延宝 3	政幸、独立して大伝馬町で木綿仲買となり、本店(丹波屋治郎兵衛)を開く
1686	貞享 3	他の木綿仲買商とともに、木綿問屋となる
1702	元禄 15	新店(長谷川源右衛門)開設
1725	享保 10	亀屋武右衛門店開設
1737	元文 2	政幸、同家最古の店定目「定法帳」を作成
1738	〃 3	戎屋六郎次店開設
1740	〃 5	政幸没(享年96)
1751	宝暦 1	松坂本家での勢州木綿の取り扱いをやめる
1775	安永 4	松坂御為替組に加入、五人扶持拝領
1783	天明 3	向店(長谷川治郎吉)開設
1799	寛政 11	「店作法書」を改定し、家政改革を行う
1806	文化 3	車町火事(牛町火事)で江戸5店類焼
1846	弘化 3	2度の江戸の大火
1855	安政 2	江戸大地震で江戸店の土蔵倒壊
1857	安政 4	江戸店から本家へ改革を願い出る
1858	安政 5	大火で江戸店類焼、家政改革を実施

江戸時代後期の浮世絵師・歌川広重(1797~1858年)の1840年代の作品「東都大伝馬街繁栄之図」(図表3)は、江戸屈指の賑わいを見せる大伝馬町の様子を描いたもので、本町通り(現在の大伝馬本町通り)の両側に木綿問屋が軒を連ねているのを見ることができる。

通りの左側(南側)の一番手前は長谷川家の江戸本店・丹波屋である。「はせ川」、「多(た)んばや」の文字とともに長谷川家のトレードマークであるマルサン印の暖簾が見える。更にその奥には、大和屋、川喜田屋等の他商家の店舗をはさんで、戎屋店と亀屋店が並んでいる。また、右側(北側)にも「はせ川」と見えるのは新店と向店である。このように、江戸における商業の一等地に店を構えて商いを行う長谷川家の繁盛の様子が、ここからも窺えるのである。

図表3 歌川広重「東都大傳馬街繁栄之図」(1843~1847年)



出所：国立国会図書館デジタルコレクション「伊勢参宮略図并東都大伝馬街繁栄之図」  
 (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1307610?tocOpened=1>) より。

### (3) その後の長谷川家と「長谷川家文書」

江戸後期になると、木綿問屋としての利益に伸びが見られなくなり、長谷川家にとっても厳しい状況が訪れた。また、1806（文化3）年の車町火事を始めとして、たびたび火事によって店舗が類焼した他、1855（安政2）年の大地震で蔵が倒壊する等、自然災害にも苦しめられた。こうした中、江戸店から松坂本家に対して家政改革の要望が出され、本家としてもこれを受け入れ、何とか経営を継続させた。

その後、幕末・維新の激動期も、長谷川家は堅実な経営で生き延び、新しい時代を迎えた。9代・元瀬は、1869（明治2）年に会計御用係を拝命、10代・元章は1879年に東京木綿呉服問屋組合を設立して副頭取に就任し、1886年には、小津清左衛門、川喜田久太夫等とともに東京紡績組合を設立している。

その後、1910（明治43）年には、日本橋本町に硝子問屋として長谷川屋商店を開業、1915（大正4）年には江戸の5つの店と硝子店を統合し、1918年に株式会社化して株式会社長谷川商会となった。1969（昭和44）年にマルサン長谷川株式会社に社名変更し、近年まで不動産業等を営んでいたが、2014（平成26）年5月30日をもって解散し、300年以上に及んだ長谷川家の事業は、その歴史に幕を下ろした。

以上のような長谷川家の事業や経営の変遷を詳細に知ることができるのは、同家の創業以来の大量の文書、帳簿等が、三重県松阪市にある本家に現存しているからである。これらはすべて本家内の蔵に大切に保管されていたが、20世紀中葉に北島正元（東京都立大学教授・当時）を中心とする研究グループによって調査が行われ、その成果は1962年に『江戸商業と伊勢店—木綿問屋長谷川家の経営を中心として—』（北島編著 [1962]）<sup>5)</sup>として出版された。その際に、文書史料の目録化が行われ、その後の郷土史編纂等にも活用されたが、調査期間が限られていたこともあって、商業文書のうち冊子類のみが対象とされ、文書全体がカバーされておらず、また、記載も概括的なものに止まっており、作成された目録は完全なものとはならなかった。

それから約半世紀が経過した2008年に、文書のみならず、典籍、美術工芸品、民具類等も対象とした長谷川家の史資料の永久保存を図ることを目的に、管理目録を作成するための調査が松阪市教育委員会によって開始された。今回は詳細な目録化が進められ、古文書約23,000点、典籍約2,400点を収録した目録が、2013年に全3冊の報告書（松阪市教育委員会編 [2013a]・[2013b]・[2013c]）としてまとめられた。尚、同年には、松阪市魚町にある長谷川家の本宅の土地・建物及び古文書、民具類等が一括して松阪市に寄贈されている。

本稿では、北島グループによって行われた調査を始めとするこれまでの研究成果を土台とし、今回作成された目録を活用して現存する会計史料現物に当たりながら、長谷川家の会計実務の発達過程を実証的に分析する。

### 3. 長谷川家における経営上の時代区分

商業組織においてどのような会計実務が行われ、どのような発達を見せるかは、その組織の経営のあり方に大きく影響される。前章で見たように、長谷川家においても、その経営体制は、創業期から江戸時代後期までの間に大きな変遷を見せている。具体的な会計実務の発達過程を考察する前提として、長谷川家における経営上の時代区分を試みたい。

これまでに長谷川家に関して行われてきた研究や江戸店の開設状況に基づけば、同家の江戸時代における経営体制の変遷については、以下のように3期に区分して考えることが可能である。



## 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

### ❖第1期(創業期) 1675(延宝3)年～1702(元禄15)年

政幸が独立して江戸本店を立ち上げ、江戸における店経営の基礎を形成した時期。商いが軌道に乗ると、本店には支配人を置いて政幸自身は松坂の本家に戻り、江戸で販売する商品の仕入れ及び発送を行いながら、商いの流れ全体を指揮した。この時期においては、江戸本店で稼得した利益のほとんどを松坂本家に上納させていた。

### ❖第2期(発展期) 1702年～1783(天明3)年

新店増設に続いて、分家店2店も開設され、商いの規模に急速な拡大が見られた時期。本店、新店ともに、稼得した利益は松坂本家に上納せず、店元金に繰り入れて資本増強が図られた。一方、本家は、江戸店で販売する木綿の仕入れ機能を縮小し、管理・支配に特化していった。

### ❖第3期(成熟期) 1783年以降

向店開設により5店体制となった後、事業集団へと発展していった時期。各店は独立採算で活動したが、松坂本家(治郎兵衛家)が統括機関として江戸の5店を一元的に支配、管理する体制が固められた。

以上のように区分された各期において、経営上、重視された事項は大きく異なっており、会計実務のあり方にも強く影響を与えていたと考えられる。

## 4. 長谷川家における会計実務の発達過程

長谷川家の会計実務に関しては、これまでに、北島グループによる同家の文書、帳簿等の史料調査の成果として出版された著書に、江戸店の決算報告書や本家の決算記録簿の引用と分析があり(松本 [1962b]・[1962c])、これを河原一夫が会計史の観点から改めて分析し、任意の数値を設定して本支店間会計モデルを示したもの(河原 [1977] 第二部第五章)<sup>6)</sup>がある他、賀川隆行によって創業当初あるいは江戸後期の多くの決算記録簿等に基づき、同家の経営状況の実態やその変化について分析したもの(賀川 [1999]・[2014])や一橋大学附属図書館に現存する「大伝馬町長谷川木綿店古帳」<sup>7)</sup>と題された文書群に含まれる分家の江戸店の帳簿にある決算書の構造について分析したもの(大谷 [1937a]・[1937b])がある。

これらの研究は、いずれも長谷川家の特定時点における会計実務の実態を知ることができるものであったが、江戸時代を通じた同家の会計実務の変化や発達過程を考察した研究はこれまでにない。

前章における経営上の時代区分に基づき、長谷川家の会計実務の発達過程を見ていきたい。

### (1)第1期(創業期)の会計実務(1675~1702年)

松坂の本家に戻った政幸は、江戸店の経営状況については、早くから支配人に報告させていたと考えられるが、やがて、1年を盆前と盆後に分けて年2回の決算を行わせ、そのつど決算報告書を提出させることとした。ここでは、「江戸店から伊勢へ帳簿を提出するようになったほぼ最初の算用帳」(三重県編 [1998] 96頁)とされる1691(元禄4)年1月に作成された決算報告書の内容を見てみたい。

表紙に「元禄四年店目録日記」と記されているこの決算報告書は、前年下期の決算結果をまとめた冊子形式のものである。資料1に記載内容を示し、会計計算の構造の理解を容易にするため、記載された数値の関係を図表4に示した。この決算報告書は、その内容から、2つのパートから構成されていることがわかる。

前半部分では、まず、金建て・銀建て併記の額とともに、「右ハ」としてその内容が記された22項目が並んでいるが、商品在庫、売掛債権、前渡金、有金銀等から成っており、資産の明細であることがわかる。最後にその合計を算出後、金1両=銀60匁で金建てに換算し、Aの金855両2歩と銀9匁6分4厘(金建てに換算できない端数は銀建てのまま)が最終的な資産合計額として算定されている。次にここからBの「色々かり」、すなわち借入金等の負債合計額を差し引き、Cの元禄3年12月末日現在の江戸本店の資本が金527両と銀7匁6分5厘と算定されているのである。

更にこれに続けて、Dの「惣本金」金481両と銀14匁1厘が差し引かれている。これは前期末の資本であると見られ、当期末資本から差し引いて算定されたEの延金、金45両3歩と銀8匁6分4厘は、対象期間である元禄3年下期に江戸本店が稼得した利益である。

ここから、松坂本家に対する資本利息と見られる定額の上納金としてFの金10両が差し引かれ、最終利益がGの金35両3歩と銀8匁6分4厘と算定されているのである。



図表4 江戸本店『店目録日記』(1691年1月)の記載内容の分析

		【金建て】		【銀建て】	
		両	歩	匁	分厘毛
資産合計	A	855	2	9	640
負債合計	B ▲	328	2	1	990
期首資本	差引：期末資本 C	527	-	7	650
期首資本	D ▲	481	-	14	010
本家への上納	差引：当期利益 E	45	3	8	640
本家への上納	F ▲	10	-	-	-
	差引：当期最終利益 G	35	3	8	640
甚四郎への利益分配額 (Gの3分の1)	①	11	3	12	880
甚四郎前期持分	②	81	-	14	010
	合計	93	-	11	890
甚四郎借り分	③ ▲	3	1	11	630
	差引：甚四郎持分 ④	89	3	-	260
伊勢本家への利益分配額 (Gの3分の2)	⑤	23	3	10	760
伊勢本家前期持分	⑥	400	-	-	-
	合計	423	3	10	760
伊勢本家への送金分	⑦ ▲	23	3	10	760
	差引：伊勢本家持分 ⑧	400	-	-	-
	2口合計：利益分配後資本 ⑨	489	3	-	260

以上より、当期の本家への分配額すべてが上納される予定であることがわかる。最後に、甚四郎の持分④と本家の持分⑧を合算した⑨の金489両3歩と銀2分6厘が、「店有金」の名目で、当期の利益分配後の江戸本店の最終的な資本として算定されているのである。

末尾には、「預り主」として店支配人の甚四郎の名前と印があり、更に作成された決算報告書の正確性を保証するためか、証人2人の名前と印も見られる。

以上のように、江戸本店では、支配人の責任の下、期末資本、当期利益の算定、それらの分配計算と持分計算を含む体系的な決算報告書を定期的作成して本家に提出する実務が、創業から約15年が経過した元禄初期において既に形成されていた。店は独立した1つの会計単位とされるとともに、資産と負債とは対立するものとして正しく捉えられ、資本は、両者の差引から把握されるということが既に正しく認識されていた。また、期間損益の算定は、算定された期末資本から前期末の資本を差し引き、その増加額をもって利益とする財産法によって行われており、会計理論的にも正しいものであった。

### 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

それでは、本店から報告を受けた本家では、どのような会計実務が行われていたのであろうか。長谷川家本家における初期の会計実務を知るものとして、1681(天和元年)から1705(宝永2)年までの期間に亘って記帳された『有金目録覚』という帳簿が現存する。この帳簿は、長谷川家に現存する最古の決算記録簿と見られ、創業者であり当主でもあった政幸自身の手によって記帳されたものと考えられる。資料2は、この帳簿の前半部分の一部の記載内容を示したものである。

最初の見開きの右頁冒頭に「有金目録覚」と表題が記され、これに続けて記帳が開始された天和元年の前年の1680(延宝8)年から1695(元禄8)年までの毎年末現在の「本金」の額が、1頁に3期分ずつ記載されている。「本金」とは、本家の資本の額であると考えられる。「本金」は原則として毎年末現在のものが記載されており、本家では江戸店と異なり、原則として年1回の決算が行われていたことになる<sup>8)</sup>。

「本金」の額に続けて、記帳された日付とともに政幸自身の名と印が毎回付されており、当主自らの責任において、本家の資本が毎年末日付で算定され、記録されていたのである。

このように、創業(江戸本店開設)から僅か5年しか経過していない1680年から、本家の資本の定期的な算定が始められていることになるが、ここに記された「本金」がどのようにして算定されていたかは、金額の記載があるのみで、知ることができない。

しかし、1697(元禄10)年以降に記帳された後半部分からは、記載形式に大きな変化が見られた。資料3は、同年2月吉日付で記載された前年末日付の決算の記録内容である。

「目録」の表題に続き、資産の明細50口の内容と金額が列記され、その合計額がaの金4,422両3歩と銀14匁5分と算出された後、負債についても同様にその内容と金額が列記され、その合計額がbの金642両と銀12匁7分と算出されている。そして、資産合計から負債合計を差し引き、その差額としてcの金3,780両3歩と銀1匁8分が、1696年末日現在の「本金」として最終的に算定されている。このように、本家における「本金」、すなわち期末資本の算定方法は、江戸本店と全く同一であった。

しかし、計上された資産には、本家特有のものが見られた。



## 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

(1)は、江戸本店に程近い横町にあった長谷川家の江戸屋敷を指すと考えられ、これは店の資産としてではなく、本家の資産として会計上扱われていたことがわかる。続く(2)は、江戸本店への投資額と見られる。本店への投資額は、その後、1699(元禄12)年に追加出資によって1,700両に引き上げられるまで変化が見られないことから、設立に当たって出資した額が計上されていると考えられる。その他の資産としては、江戸店へ送った商品代金の未回収高(売掛金)、商品在庫、貸付金、現金銀が見られ、これらはすべて、江戸で販売する商品を仕入れて発送するために本家において行われた事業に関係するものであった。

こうして、当帳簿の後半部分で、本家でも資産合計から負債合計を差し引いて「本金」の算定が行われるようになったが、江戸本店のように、期間損益の算定が行われた跡は見られなかった。

以上のように、長谷川家では、本家から離れた江戸の地に店を開いて本格的な事業展開を開始して間もなく、本家と江戸本店とは、それぞれ独立した会計単位として定期的に決算を行い、決算報告書や決算記録簿を作成する実務を完成させていた。この時点では、いずれにおいても複式決算が行われておらず、また、本家と江戸店との決算に連携関係は見られなかった。

## (2)第2期(発展期)の会計実務(1702~1783年)

江戸本店での商売が順調に推移していることを受けて、1702(元禄15)年に新店が開設され、本店と同様、年2回の決算と決算報告書の本家への提出が義務付けられた。

こうして、江戸2店体制で事業の拡大が図られていったが、宝永期に入ると、江戸店における決算報告書の構成に変化が見られた。資料4は、1708(宝永5)年1月に作成された江戸本店の前年下期分の決算報告書の記載内容を示したものである。なお、理解しやすいように、横書きにした上で、金額はアラビア数字を用いて示している。

『店算用目録』は、店の期末資本の算定を目的に作成されており、その内容はこれまでのものと大差ない。売掛金、商品在庫、現金銀等の資産全20項目の計上額を列記して合計額を算出後、同様に負債についても全7項目の計上額を列記して合計額を算出し、両者の差引から決算日現在の資本を**1**の金1,872両と銀2匁5分6厘と算定した上で、ここから期首資本を差し引き、当期利益が「延金也」の表現で**2**の金77両1歩と銀7匁2分3厘と算定されている。

## 資料4 江戸本店『店算用目録』及び『利帳差引覚』1708(宝永5)年

店目録	[金建て]		[銀建て]		利帳差引覚	[金建て]		[銀建て]	
	両	歩	匁	分厘毛		両	歩	匁	分厘毛
店残り掛ヶ金	329	2	1	530	仕入物利	110	3	9	600
店売物残	225	1	-	920	店売帳利	47	3	11	800
仕入物残り 1,268反有	190	-	13	110	引	158	3	6	400
名古屋平野仕入 450反有	48	1	2	920	内				
大坂日野屋仕入 540反有	63	2	3	260	小遣	93	-	13	-
京仕入 784反有	181	1	3	260	引	65	2	8	400
繰綿 30駄有	376	-	13	390	座之出目	11	2	13	830
大豆買置有	96	2	2	450	引 : 延金也	77	1	7	230 ... 2
蔵米買置有	53	-	10	700					
鹿沼麻買置有	150	-	-	-	子ノ正月廿一日				
大坂日野屋九兵衛為上有	128	2	-	-	長谷川宗印様	同		喜兵衛	
名古屋平野甚兵衛殿為上有	50	-	4	-					
名古屋磯貝与兵衛殿為上有	100	-	8	-					
京次右衛門殿為上有	79	1	7	170					
源兵衛買物代	125	-	10	650					
本店指引	11	2	2	800					
町内半指引残	291	-	35	520					
有金	563	1	-	-					
有銀 84匁9分4り 58匁かへ	1	1	12	440					
有銭 993文	-	-	12	900					
	引	3,063	3	145	020				
	金	3,066		12	020				
内									
旦那殿指引かり	399	3	7	680					
町内半指引残かり	55	-	6	070					
中川指引	8	2	3	900					
新店指引	117	2	8	310					
芳々小かり	45	3	11	600					
源兵衛元金預り	166	3	14	900					
本店方かり	400	-	-	-					
	引	1,193	1	52	460				
	金	1,194	-	7	460				
	引	1,872	-	2	560 ... 1				
内									
店元金	1,794	2	13	330					
引残 : 延金也	77	1	7	230 ... 2					
合金	1,872	-	2	560					
					預り 喜兵衛 ㊤				
宝永五年子正月廿一日					同 九兵衛 ㊤				
長谷川宗印様					証人 嘉兵衛 ㊤				

出所 : 長谷川家文書 江戸本店『店算用目録』(史料番号 203-7)・『利帳差引控』(史料番号 242-1-4)、松本 [1962b] 174-176、189頁より作成。



### 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

しかし、その後には、元禄4年の『店目録日記』で見られたような三ツ割制度による利益の分配等に関する記載は見られなかった。長谷川家では、三ツ割制度の見直しがたびたび行われ、この時は支配人への利益分配が行われなかったのかもしれない。最後に、店支配人の喜兵衛、差次の九兵衛、そして証人の嘉兵衛の名前と印、そして日付と宛先として当主・宗印の名が記されている。

『店算用目録』に加えて、『利帳差引覚』なる計算書も作成されるようになった。その内容は非常にシンプルで、「仕入物利 $\mu$ 」及び「店売帳利 $\mu$ 」の2項目の収益の合計から、経費合計に相当する「小遣 $\mu$ 」を差し引き、最後に「座之出目」なる収益を加えて「延金」が算定されている。これは、他の帳簿に記帳された収益及び費用勘定を集計することによって行われた損益法による期間損益計算であると見られ、算定された利益は、『店算用目録』において財産法で算定された2の「延金」の額と一致しており、ここに完全な二面的な期間損益の算定が行われていることが確認できるのである。

以上のように、18世紀に入ると江戸店では複式決算が行われるに至った。すなわち、すべての取引が、資産、負債、資本、収益、費用の5つのカテゴリーから成る勘定体系を用いて二面的に記録され、それら勘定の残高集計から決算が行われるようになったのである。

一方、本家では、1705（宝永2）年まで記帳された『有金目録覚』に続いて、『大福帳』という名が付けられた決算記録簿が用いられるようになっていた。ここでも資産の明細を列記してその合計額を算出後、負債についても合計額を算出してこれを差し引き、決算日現在の資本が算定されている。

資産には、「店に有金」、「源右衛門店に在」として本店、新店への投資額が計上されている。注目されるのは、第1期においては、その店を設立するための出資額が計上されていたが、この『大福帳』では、江戸本店への投資額に、同店の『店算用目録』で算定された資本の額が用いられていることである。これは、新店についても同様である。すなわち、江戸の2店のそれぞれの決算結果を反映させて、本家の資本算定が行われるように変化しているのである。しかし、本家の決算においては、依然として期間損益の算定が行われていない点では変化が見られなかった。

しかしながら、本家では1706（宝永3）年から『萬儲控』なる帳簿が作成され始め、帳簿名が示す通り、本家で計上された主要な収益が、盆前と盆後の年2回に分けて記載、集計されるようになった。「伊勢木綿（之利）」、「中間（之利）」等の本家での事業からの利益や「利足」（受取利息）、「店賃」（賃貸料収入）等に加え、江戸の2店

で稼得した利益が「本店（延金）」、「新店（延金）」等の表記によって計上されているのを見ることができる。

一方で、費用については、当初記載の対象となっておらず、そのため、収益と費用の対比（差引計算）から期間損益を算定しようとする意図はなかったように思われる。しかし、やがて、収益に続けて同会計期間の費用計上額も記載されるようになり、期間損益の算定が試みられ始めた。その初めての試みが見られた1707（宝永4）年下期分を資料5に示した。

全部で15項目の収益が記載され、このうち、本店、新店でそれぞれ稼得された利益は、「喜兵衛」、「源右衛門」と店の支配人の名を付して、各店の決算で算定された利益が計上されている（2には、資料4で見た江戸本店の決算において算定された同期の期間損益が計上されている）。

収益合計イを算出後、そこから費用合計ロが差し引かれ、当期利益ハが算定されている。費用は合計額の記載があるのみで、その内訳、構成等は不明である。

資料5 本家『萬儲控』1707(宝永4)年下期

残而	金八拾八兩老歩老匆九分三リン也	：	ハ
	内金貳百六拾九兩老歩拾匆三分八リン	：	ロ
	一七拾五兩老分拾三匆七分	：	イ
	一金老分拾三匆老分		
	一金三拾兩三分老匆八分七リン	備屋六兵衛	
	一金三拾八兩八分五匆九リン	店賃	
	一金七拾七兩老分七匆貳分三リン	源右衛門	
	一金九拾八兩三分拾貳匆五分	喜兵衛	
	一金五兩九匆三分八厘	利足入金	
	一金老分四匆	殿様利足	
	一貳匆四分	古手之代	
	一金三兩	伊勢寺久右衛門	
	一老兩三匆	稲葉久右衛門	
	一金貳兩老分九匆	岡本惣兵衛	
	一金老兩一分九匆	右同人	
	一金貳兩老分五匆	岡本徳兵衛	
	一金貳拾兩三分七匆五リン	松崎角兵衛	
		上納金利	
		亥	益
			後
			2

出所：長谷川家文書 本家『萬儲控 一』（史料番号 15-1）。

## 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

このように、本家においても損益法による期間損益算定の試みが始められてはいたものの、宝永4年下期決算において見られた様な実務は、少なくとも宝永期においては徹底されていなかった。期間損益の算定が定着して行われるようになるのは、1711（正徳元）年下期以降で、本家でも盆前と盆後の年2回、損益法による期間損益の算定が定例的に行われるようになった。しかし、『目録』の作成を通じた期末資本の算定は、従来通り年末の年1回のみであったことから、期間損益の算定と期末資本の算定とは別々のものとして実施されていた可能性が高いように思われる。実際、『目録』上では、財産法による期間損益の算定は行われていなかった。

しかし、正徳2年から享保3年までの7年間について、損益計算が行われた毎期の『大黒』で算定された各年の利益（上期と下期の損益合計額）と『目録』で算定された当年末の資本の前年末からの増減額を比べると、完全な一致は見られないものの、極めて近い数値となっており<sup>9)</sup>、本家においても第2期末までには、複式決算を行い得る状況になっていたと見るのできるのである。

以上のように、第2期においては、江戸店では早々に二面的な損益計算が行われるに至った。半年ごとの決算において、財産法と損益法のそれぞれの方法によって算定された利益は一致しており、完全な複式決算実務へと転換しているのである。一方、本家においては、依然として期末資本の算定が中心の実務となっていたが、江戸店への投資額は、各店の決算によって算定された期末資本が用いられるように変化しており、持分法的な考えに基づき、経済的実質を反映した商家全体の資本算定が志向されるような変化が見られた。また、江戸店に遅れながらも、本家でも、やがて複式決算が行われるようになったと見られるのである。

### (3)第3期(成熟期)の会計実務(1783年以降)

分家店2店が開店した後、しばらく新たな開店はなかったが、1783(天明3)年に、繰綿を扱う向店が開設され、江戸5店体制が確立した。この時までには、分家店を含む既存の4店において複式決算を可能とする簿記法に基づく会計実務が定着していたと見られ、19世紀に入る頃までには、向店を含めた5店から松坂の本家に定期的に決算報告書が提出されるようになっていた。ここでは、完成された長谷川家の会計実務がどのようなものであったかを見るため、5店体制になってから30年以上が経過した1817(文化14)年上期の決算報告書及び決算記録簿を対象として考察する。

図表5は、各店の同期の決算報告書の記載内容をまとめたものである。提出された決算報告書は、店によって若干形式が異なるものの、記載内容は実質的に同一であっ

## 環境創造 第25号 (2020.2)

た。いずれの店においても、損益計算を行う『大黒』において収益合計から費用合計を差し引いた(c)と、財産計算を行う『店算用目録』において期末資本から期首資本を差し引いた(j)が一致しており、二面的に期間損益の算定が行われていることが確認できる。

なお、この利益から「手代割金」(手代への賞与)を差し引いた額(l)が店の期間最終利益とされている。さらにここから利益処分的に「上納」と「掛引当」(売掛債権への貸倒引当金繰入)の2項目(これらは、本家の決算において処理されたものと見られる)を差し引いたものを期首の店元金に加え、(o)の最終的な店元金(資本)が算定されている。

図表5 江戸各店の『大黒』及び『店算用目録』(1817[文化14]年上期)の内容

	江戸本店 (忠三郎)				江戸新店 (惣八)				亀屋店 (藤兵衛)				戎屋店 (喜七)				江戸向店 (利助)			
	[金建て]		[銀建て]		[金建て]		[銀建て]		[金建て]		[銀建て]		[金建て]		[銀建て]		[金建て]		[銀建て]	
	両	歩	匁	分厘毛	両	歩	匁	分厘毛	両	歩	匁	分厘毛	両	歩	匁	分厘毛	両	歩	匁	分厘毛
大黒(損益計算)																				
収益合計 (a)	1,757	-	3	100	1,558	3	1	-	1,366	1	6	100	949	2	9	700	1,128	2	-	990
費用合計 (b)	932	-	4	290	1,023	2	8	850	862	1	5	-	726	3	2	700	765	2	11	390
引 (c)	824	3	13	810	535	1	-	150	504	-	1	100	222	3	7	-	362	3	4	600
算用目録(財産計算)																				
資産合計 (d)	51,637	2	-	980	68,420	2	13	840	57,971	3	11	600	49,035	2	12	900	33,487	3	3	610
負債合計 (e)	18,641	3	7	460	36,009	1	13	790	20,468	2	9	900	19,497	1	3	700	13,953	3	8	960
引 (f)	32,995	2	8	520	32,411	1	-	050	37,503	1	1	700	29,538	1	9	200	19,533	3	9	650
期首資本																				
店元金 (g)	31,551	1	9	630	31,240	2	4	100	36,389	-	4	300	28,747	1	5	500	18,783	3	13	710
手代持分 (h)	619	1	-	080	635	1	10	800	610	-	11	300	568	-	11	700	387	-	6	790
引 (i)	32,170	2	9	710	31,875	3	14	900	36,999	1	-	600	29,315	2	2	200	19,171	-	5	050
引 (j)	824	3	13	810	535	-	15	150	504	-	1	100	222	3	7	-	362	3	4	600
手代割金 (k)	14	-	3	640	9	1	25	020	6	3	12	900	3	1	10	200	6	-	6	990
引 (l)	810	3	10	170	525	2	5	630	497	-	3	200	219	1	11	800	356	2	12	610
上納 (m)	500	-	-	-	500	-	-	-	300	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-
掛引当 (n)	310	3	10	170	25	2	5	630	197	-	3	200	19	1	11	800	-	-	-	-
最終店元金 (o)	31,551	1	9	630	31,240	2	4	100	36,586	-	7	500	28,766	3	2	300	19,140	2	11	320

注1 店名の下括弧内は、支配人の名前を表す。

2 「最終店元金(o)」は、以下の算式によって求められる。

$$\cdot \text{本店、新店、向店 } (o)=(g)+(l)-(m)-(n) \quad \cdot \text{亀屋店、戎屋店 } (o)=(g)+(l)-(m)$$

出所：長谷川家文書 江戸本店『店目録日記』(史料番号 220-17-13)・『大黒』(史料番号 249-2-18)、江戸新店『店目録日記』(史料番号 220-17-14)・『大黒』(史料番号 249-1-17)、賀川 [1999] 32、36-38 頁より作成。

## 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

次に本家における実務を見てみたい。この時期までに、本家でも損益計算、財産計算のいずれもが、年2回行われるようになっていた。

資料6及び資料7は、この時期に本家において記録された決算記録簿である『萬儲帳』と『大福帳』における同じ決算期の記載内容である。

まず、損益計算が行われている『萬儲帳』を見てみると、収益には江戸5店で稼得された利益が、i～vのように、各店の支配人の名前によって計上されており、その額は、いずれも図表5で見た各店の最終利益に一致している。こうした処理は、第2期に見られたものと同じである。これら5店の利益の合計だけで本家の収益額全体の65%近くを占めており、江戸5店体制になって、各店で稼得した利益が本家における重要な収益源になっていたことが理解される。

次に、各店からの定額の資本利息として「定利足」が、また、営業上の必要に応じて本家から貸し付けた資金に対して各店から収受した利息として「差引金利息」が計上されている。ここに計上された額も、各店において費用として計上した額と一致しており、江戸店と本家の会計処理間の整合性が図られていることが確認できるのである。

その他の収益としては、本家が所有する不動産の地代や店賃、他所への貸付金利息が計上されている。

続く費用には、まず、本家（治郎兵衛家）及び分家の南家（武右衛門家）、西家（六郎次家）の3家への賄金、すなわち定額の生活費として支給された額が計上されており、その合計は費用全体の約半分を占める。続いて、手代、使用人らに対する給金18口が計上されている他、江戸店の建物や設備の修繕引当金繰入や貸倒引当金繰入に相当するもの等が見られる。

その後、収益合計から費用合計を差し引き、これに「勘定出目」なる収益を加算して当期利益が算定されている。更に、ここから利益処分的な3項目の費用が差し引かれ、当期の最終利益が算定されている。このうち、「延積金」は将来の支出や損失に備えるために当期利益の一部を引き当てたものであり、また、「加増金心当」は支配人に対する報奨金を、将来独立するときに支給するために引き当てたものである。

次に、財産計算が行われた『大福帳』を見てみると、資産として、vi～xに見られるように、「江戸店忠三郎ニ在」、「江戸店惣八ニ在」等の表記により、5つの店への投資額がそれぞれ計上されている。これは、図表5の各店の最終店元金と一致しており、損益計算部分における処理と合わせて、「持分法」と同一の処理が行われていることがわかる。

資料6 本家『萬儲帳』1817(文化14)年上期

一 金八百拾兩三步	拾九老分七厘	忠三郎
一 金五百貳拾五兩貳步	五匁六分三厘	惣八
一 金四百九拾七兩	三匁二分	藤兵衛
一 金貳百拾九兩老步	拾老匁八分	喜七
一 金三百五拾六兩貳步	拾貳匁六分老厘	助
一 金百兩		iv iii ii i
一 金百兩	本店方定利足	
一 金七拾五兩	新店方定利足	
一 金七拾五兩	龜屋方定利足	
一 金七拾五兩	戎屋方定利足	
一 三拾兩	向店方定利足	
一 三拾三兩三步	三匁	
一 金拾兩貳步	拾四匁	
一 金拾八兩	八匁	
一 金拾老兩三步	七匁	
一 金七拾四兩	五匁七分	仁兵衛支配
一 金三拾六兩三步	六匁七分五厘	宇右衛門支配
一 金四拾貳兩三步	八匁四分三厘	瓢箪新道 幸助支配
(途中省略)		
一 銀二匁七分		松嶋七右衛門へ
一 金貳兩三步三匁		殿村佐五平殿へ
一 金壹兩		小津屋宇兵衛へ
一 金壹兩		田丸屋幸助殿へ
一 金壹兩		関屋弥兵衛へ
一 金三兩		
一 金三千七百兩三步	貳百三拾匁五分八厘五毛	

一 金三百六拾老兩貳步		次郎兵衛遣
一 金百貳拾五兩貳步		武右衛門遣
一 金百貳拾五兩貳步		六郎次方遣
一 金拾兩		丹羽利足筋
一 金拾八兩		丹羽玄禎方臨時助力筋
一 金三拾貳兩		利八、茂兵衛、新七、
一 金拾九兩貳步貳朱		文藏四人への給金
(途中省略)		下之町お栄方賄金
一 金八拾五兩貳步	四匁七分	四月方七月迄四度二渡し高
一 金拾四兩貳步	八匁五分三厘	江戸所々普請入用
一 金貳兩三步	六匁	江戸所々地面臨時小入用
一 金八兩三步	五匁五分四厘	子納米御切手貳百五十俵
一 金三百拾兩三步	拾九老分七厘	壳松之節直違損引
一 金貳拾五兩貳步	五匁六分三厘	本店方目錄表延高之内
一 金千貳百五拾八兩貳步貳朱	七拾四匁六分七厘	掛ケ引当金へ加入
一 金貳千四百四拾七兩貳步	百五拾五匁九分老厘五毛	新店方目錄表延高之内
一 金二兩三步	七匁三分六毛五糸	掛ケ引当金へ加入
一 金貳千四百四拾七兩貳步	五匁七分式厘老毛五糸	勘定出目
内		
一 金貳千兩		延金積
一 金三百兩		本店筋弥助加増金心当
一 金百兩		善事金へ加入
引 金四拾七兩貳步		延
丑八月		

出所：長谷川家文書 本家『萬儲帳』（史料番号18）、賀川 [1999] 17-22頁。

近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

資料7 本家『大福帳』1817(文化14)年上期

一金三千五百五拾老兩老歩	九匁六分三厘	右者江戸店忠三郎ニ在	vi
一金五千兩		右者同方利足金ニ在、但シ利足年中四歩	
一金三万二千式百四拾兩式歩	四匁老分	右者江戸店惣八ニ在	vii
一金五千兩		右者同方利足金ニ在、但シ利足年中四歩	
一金三万六千五百八拾六兩	七匁五分	右者江戸店藤兵衛方ニ在	viii
一金三千兩		右者同方利足金ニ在、但シ利足年中五歩	
一金貳万八千七百六拾六兩三歩	貳匁三分	右者江戸店喜七方ニ在	ix
一金三千兩		右者同方利足金ニ在、但シ利足年中五歩	
一金老万九千四百四拾兩式歩	拾老匁三分式厘	右者江戸店利助方ニ在	x
一金三千兩		右者同方利足金ニ在、但シ利足年中二歩	
一三千四百兩	(途 中 省 略)	右者日本橋通老丁日家屋敷	
一六百萬		右者堀留家屋敷	
一八百貳拾五兩		右者品川町家屋敷	
一金五万四千五百拾三兩三歩	(途 中 省 略)	右者貯財封印金ニ在	
一金千五百兩		右者方々貸メ高	
一金千八百拾五兩式分		有金	
銀四匁式分		有錢	
羽書八拾七匁六分			
代銀壹兩老歩	七匁老分式厘五毛		
一錢五貫八百八拾老文			
代金三歩	四匁九分八厘八毛		
四十五口	合金貳拾八万八千七百廿三兩貳歩		
	百八拾九匁貳分老厘壹毛貳糸		

金拾貳老兩	七匁式分四厘	清讚分
金拾四兩貳分		壽芳分
金百九拾五兩老歩	六匁五分式厘六毛	善事金
金貳百兩		除ケ善事金
金千兩		善事金
金貳拾九兩式歩	老匁八分	清光寺寄進金預り
金百兩		清光寺祠堂金預り
金百兩	(途 中 省 略)	粉河寺日御膳講元金預り
金貳千百拾老兩式歩式分四厘		鋪金御利足庚午年迄之分
金千貳百六拾三兩老歩	三匁四分	天明元年丑年方被下御利足甲戌年迄之分
金千九百六拾七兩老歩	九匁三分六厘	休拙被下米代除
金貳拾老兩三歩	八匁六分式厘二毛	本町貸店家賃積
金五拾五兩式歩		当分御立用式千兩之御利足除
金百貳拾兩		夏目様御取次御利足除
金百三拾貳兩		野村太郎兵衛殿利足積丙子春改高
金九拾兩		美濃屋小右衛門、林伊右衛門利足之内請取積置
金四兩	(途 中 省 略)	
金三百兩		本店弥助加増金心当
金百兩		未三月勘定之節除ケ金
金五百兩		酉二月除ケ金
金壹万兩		丁丑春勘定之節除ケ金
金六万千貳百兩		方々貸掛引当
金老万貳千七百兩		積金
金壹万七千兩		積金
金八千兩		積金
金千兩		積金
金千兩		積金
金貳千兩		積金
金貳千兩		積金
金貳百兩		積金
金千兩		積金
金千兩		積金
金貳千兩		積金
金貳千兩		積金
金拾三万三千四百四拾四兩老歩貳糸		百貳拾貳匁三分五糸

出所：長谷川家文書 本家『大福帳』（史料番号7）、賀川 [1999] 4-14頁。

投資額に続けて、各店への融資額が計上されており、これらも各店の決算報告書に負債として計上された額と一致している。他には本家が保有する不動産、他所への貸付残高、現金銀等が計上され、最後にこれら45口からなる資産の合計額が算定されている。

次に負債を見てみると、善事金、預り金、未払利息等の諸種債務が計上されている他、損益計算部分で、費用として計上されたものに対応した修繕引当金、貸倒引当金、「延積金」、「加増金心当」等が計上されている。そして、最後に負債合計が算定されているが、それ以降の頁が破り取られている。その部分で、期末資本を算定し、財産法によって当期の最終利益が算定されていた可能性が考えられるが、何が記載されていたかは不明である。何らかの理由により秘匿されたものと考えられる。

しかし、図表6の通り、それまでに算定された資産合計から負債合計を差し引き、更に前期の決算で算定された期末資本を差し引くと金47両2歩と銀5匁7分2厘1毛5糸となり、『萬儲帳』で算定された最終利益に一致している。

このように、本家でもこの第3期において完全な複式決算が行われていたことが確認されるのである。

図表6 本家の二面的な損益計算 (1817[文化14]年上期)

『大福帳』における損益計算	[金建て]			[銀建て]		
	両	歩	朱	匁	分厘毛糸	
資産合計	288,723	2	-	189	2112	
負債合計	▲ 133,444	1	2	122	3005	
差引：期末資本	155,279	-	-	66	9107	
期首資本	▲ 155,232	2	-	8	6892	
差引：当期利益	<u>47</u>	<u>2</u>	<u>-</u>	<u>5</u>	<u>7215</u>	←
『萬儲帳』における損益計算	[金建て]			[銀建て]		
	両	歩	朱	匁	分厘毛糸	
収益合計	3,700	3	-	230	5850	
費用合計	▲ 1,258	2	2	74	6700	
差引	2,442	-	2	155	9150	
勘定出目	+	2	3	7	3065	
合計	2,447	2	-	5	7215	
延金積	▲ 2,000	-	-	-	-	
本店筋弥助加増金心当	▲ 300	-	-	-	-	
善事金へ加入	▲ 100	-	-	-	-	
差引：当期利益	<u>47</u>	<u>2</u>	<u>-</u>	<u>5</u>	<u>7215</u>	←

一致



### 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

こうして、本家では、江戸5店すべての決算結果を取り込み、長谷川家という商家組織全体の経済的実質を反映させた決算記録簿を作成する体系的な会計実務が、19世紀初頭までに完成されたことを知ることができるのである。

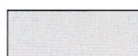
以上、長谷川家における会計実務の発達過程を3期に分けて見てきた。図表7は、各期において見られた江戸店、本家それぞれにおける会計実務の内容をまとめたものである。

このようにして、長谷川家では、創業から100年以上の年月をかけて、現代の感覚からしても極めて体系的なものを見做すことができる会計実務を完成させたのである。

図表7 長谷川家の江戸店、本家の各期における会計実務の概要

	江戸店	松坂本家
<b>第1期</b> <b>(創業期)</b> 1675~1702年	盆前・盆後の年2回の決算 ・期末資本を算定 ・財産法により期間損益を算定	原則年1回の決算 ・12月末日現在の資本を算定 ・江戸店投資額は、当初出資額で計上
<b>第2期</b> <b>(発展期)</b> 1702~1783年	盆前・盆後の年2回の決算 ・期末資本を算定 ・財産法及び損益法により二面的に期間損益を算定	原則年1回の決算 ・12月末日現在の資本を算定 ・江戸店投資額は、店決算で算定された期末資本を計上 ・1711年下期以降、年2回の損益法による期間損益算定（財産計算とは非連携）
<b>第3期</b> <b>(成熟期)</b> 1783年以降	同上	盆前・盆後の年2回の決算 ・期末資本を算定 ・財産法及び損益法により二面的に期間損益を算定 ・江戸店の決算結果を持分法的に取り込み、一族の経済的実質を決算に反映

注



は、複式決算が行われている部分を示す。

## 5. 会計実務の発達と商家の組織体制

本章では、前章の長谷川家における会計実務の発達過程の分析に基づき、他の商家の会計実務や組織体制等も見ながら、近世日本の商家において、会計実務の発達を推進し、体系化させた要因は何であったのかについて考察する。

### (1) 店からの決算報告体制の構築

「江戸店持京商人」が理想とされたことから理解されるように、江戸時代に成功した大商家の多くは上方出身で、江戸を中心に複数の店をもち、当主は本家にあつて商家組織全体を統括した。長谷川家も、まさにそのような商家の1つであったことは、既に見た通りである。そして、三井家、中井家、長谷川家等、そのような組織体制の商家の一部で、複式決算を可能とする固有の簿記法を商家組織全体で採用し、体系的な会計実務が行われたのである。

このような商家では、店の開設当初から、各店を独立した1つの会計単位として位置付け、定期的な決算を行わせて、その結果をまとめた報告書を本家に提出させた。このように、現業部門である店からの定期的な決算報告体制が構築されることが、商家全体の体系的な会計実務が形成されるために不可欠な第1の要件になったと考えられる。

そして、一部の商家の店では、早くから複式決算が行われるようになった。資産合計から負債合計を差し引いて期末資本を算定し、更にそこから前期末資本を差し引いて、財産法によって経営成績たる期間損益を算定する実務は、比較的一般に行われていたように思われるが、その方法では、算定された利益は純額として把握されるに止まり、収益の源泉やその獲得のために費やされたコストの内訳がわからなかった。そのため、詳細な経営状況を把握するため、様々な試行錯誤の末、損益法による期間損益の算定を加えた実務へと発達が見られたと考えられる。2つの方法で算定された利益が一致する原理により、決算報告書の正確性も担保される結果となった。

店の経営は、支配人に委託され、支配人がその受託責任を果たしたことを明らかにするとともに、本家においても店の経営状況の的確なモニタリングを実現しようとする考えが、商家における会計実務発達の出発点となった。すなわち、経営の委任・受託関係から、店の決算報告体制が構築され、その後の会計実務発達の基礎となったのである。

## (2)本家における統括的な会計実務

次に、各店から提出された決算報告書が、本家においてどのように扱われたかが、商家組織全体において体系的な会計実務が形成されるかどうかのポイントになったと考えられる。しかしながら、長谷川家の第3期において見られたように、本家の決算において、すべての店の決算結果を合併あるいは連結して、商家組織全体の経営成績あるいは財政状態を明らかにするような会計実務が行われた商家は極めて限られており、「全体を連結した決算書類はほとんど見出せない」（三重県 [1998] 30 頁）のが実情である。

店から提出された決算報告書は、本家において、店の経営状況を把握し、業績評価を行ったり、必要な措置を講ずる決定をしたりするために用いられたと考えられるが、ほとんどの場合、それだけで終わってしまっていたと考えられるのである。

また、店の決算結果を何らかの形で合併・連結しようと試みた商家でも、その実務は必ずしも長谷川家の第3期に見られたもののようには、体系化されていたとは言えなかった。

伊勢国津出身で、長谷川家と同様、江戸で木綿問屋として発展を遂げた川喜田家の本家では、1854（安政元）年から1870（明治3）年まで、傘下の各店の毎期の決算報告書の主要項目を集計した『東西店々勘定勘目』という帳簿が作成された。資料8は、1854年上期（盆前）を対象として記載された内容の一部である。

同家の創業時からの店制等がまとめられた『永代記録』の中の「主人心得」には、「一、店勘定目録帳参候ハ、逸々勘目相調勘目帳江書印置可申事」（三重県編 [1998] 474 頁）との規定があり、本帳簿は当主がこれに従って作成したものと見られる。

本店、新店、紅店、坂店、築地店の各店について、収益合計、経費合計、期間損益、積立金、現金銀残高等、主要な損益及び財産項目の金額が列記されている。これに続けて、本家については、賄金、諸入用等のこの期に要した費用の額が記され、最後に、「本店初五店惣合計」として、「利金」、「延金」、「有金（及び永代積）」の3項目について合計額を算出している。

このように、川喜田家では、各店及び本家の決算報告書にある主要項目の合計額をもって、商家組織全体の経営成績（期間損益）や財政状態の把握が行われていた。

資料8 川喜田家『東西店々勘定勘目』1854(安政元)年上期

安政元年寅春丑年勘定	
<p>○勘目 本店</p> <p>一、合金七千七百拾三兩貳分ト拾四匁五分 金六千六百拾壹兩貳分ト六匁 丑算用 合金千五百廿貳兩三分ト拾貳匁六分 右内分 金千五拾兩ハ 心当除金 金貳拾兩ト八匁五分 延金 金四百五拾兩三分ト四匁壹分 出目 外ニ金五千七百四拾四兩貳分ト五匁六分九厘 正金積 金八千七百七拾兩貳分ト壹匁 算用之積有金</p> <p>○新店勘目</p> <p>一、合金貳千五百六拾四兩貳分ト貳匁六分 金貳千四百四拾兩ト三匁九分 丑算用 合金六百六拾兩ト拾三匁壹分 右内分 金四百貳拾兩ハ 心当除金 金四兩壹分ト拾三匁七分 金貳百卅五兩貳分ト拾四匁四分 外ニ金四百七兩三分ト拾三匁壹分七厘 出目 合メ千〇六拾八兩ト拾壹匁貳分七厘 地代上り高 外ニ金三千百九拾貳兩ハ 正除金 金三千三百三拾貳兩三分ト九匁 有金</p> <p>○紅店勘目</p> <p>一、合金五百四拾四兩ト五匁七分 金四百七拾六兩壹分ト四匁八分 丑算用 合金八拾壹兩三分ト拾四匁七分 右内分 金六拾五兩也 心当除金 金貳兩三分ト九匁 延金 金拾四兩ト五匁七分 出目</p>	<p>利金帳惣</p> <p>諸雜用</p> <p>延金</p> <p>延金</p> <p>利金帳</p> <p>諸雜用</p> <p>延金</p> <p>利金帳</p> <p>諸雜用</p> <p>延金</p> <p>利金帳</p> <p>諸雜用</p> <p>延金</p>

(途中省略)	
<p>○本家勘目</p> <p>一、合金七百三拾兩壹分ト拾四匁三分 金六百四拾七兩壹分ト四匁五厘 丑算用 合金百七拾兩二朱ト壹匁三分三厘 右内分 金八拾三兩ト拾貳匁五分五厘 金三兩三分ト三匁五分三厘 外ニ金五百兩也 調達金 外ニ金七百九拾四兩ト拾三匁七分六厘 外ニ金貳拾兩ハ 敷地利米 外ニ金拾七兩三分ト拾三匁四分七厘 金六拾五兩壹分貳朱ト拾壹匁六分六厘 金四拾六兩ト五分 金廿壹兩貳分ハ 金千三拾九兩ト拾壹匁九分 六口ノ金千貳百拾兩ト拾四匁九分三厘 外ニ金貳千七百五拾兩也</p> <p>○本家初五店惣合高</p> <p>一、利金合壹万三千三百六兩貳分ト拾匁七厘 壹ケ年 内 諸雜用壹万千貳百九拾六兩貳分ト九匁貳分四厘 壹ケ年 一、全延金ノ三千貳百七拾貳兩三分貳朱ト七拾八匁壹分貳厘 壹ケ年 一、全有金ノ貳万三千九百壹兩三分ト拾壹匁五分五厘 算用之積有 外ニ金貳千七百五拾兩 永代積</p> <p>式口ノ全有金貳万六千六百五拾壹兩三分ト拾壹匁五分五厘</p> <p>(以下省略)</p>	<p>賄金利金</p> <p>諸入用</p> <p>延金</p> <p>延金</p> <p>延金差引殘</p> <p>出目</p> <p>丸利</p> <p>銀札利金</p> <p>芝六利</p> <p>芝勘利</p> <p>別預り壹口</p>

出所：川喜田家文書『東西店々勘定勘目』（整理番号II20-6）、三重県編 [1998] 436-440頁。

## 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

同家では17世紀後半の早い時期から、江戸店において複式決算が行われていたと見られているが(林[1976]75頁)、ここで見た実務は、項目別の金額を合算しているに過ぎない。そのような意味では、この帳簿は、「川喜田家全体の経営にしめる個々の店の比重と相互関連を概観することができる」(三重県編[1998]440頁、傍点は引用者)ものに止まっていたと言わざるを得ず、長谷川家で見られた実務に比べると、体系性の観点からは劣るものであったと言える。

また、伊勢国射和を本拠として、「射和羽書」の発行等により金融業者として大成し、その後、江戸に呉服販売店を開いたのを手始めに、各地に店を開いて発展を遂げた富山家では、1748(延享5)年に『諸店目録書貫』と呼ばれる記録簿が作成されている。

資料9にその記載内容を示したが、江戸本店、江戸新店、江戸金方、上州店、大坂呉服店、大坂両替店、京店の傘下7店から提出された決算報告書の主要項目とその金額を書き出し、「今日の合併法と同様に、各店の同一勘定の合計額をもって表示し、全店の収益総額と費用総額との差額において、全店の純損益を算定」(河原[1977]127頁)するものであった。

当期は、費用合計が売上高合計を上回り、42貫800匁の損失となっていたが、ここには本家に関する数値がまったく含まれていないことに加え、期末資本等の項目がなく、財産計算面が無視されたものであった。

こうした実務が以前から経常的に行われていたかは不明であるが、これとは別に、1729(享保14)年から1735(享保20)年にかけて作成された『惣目録控』では、毎年2回の決算ごとに、傘下7店の期末資本を列記し、その合計額から前期の決算において算定された資本合計を差し引き、その増減額をもって全体の期間損益とする実務が見られた。資料10には1729年上期及び下期の決算時の記録内容を示しているが(いずれも、当期末の資本合計は前期末よりも「ふ足ニ成ル」、すなわち減少しており、損失となっている)、数値はすべて符牒を用いて記帳されており(括弧内に解説した数値を表示)<sup>10)</sup>、本記録簿に記された内容は同家にとって極めて機密性の高い重要なものと見做されていたことがわかる。同様の実務は、1676(延宝4)年から行われていたと見られ(河原[1977]127頁)、早くから商家全体の資本の蓄積状況を正確に把握しようとしていたことが理解されるが、ここでは財産計算だけが行われ、損益計算面については考慮されていない。

資料9 富山家『諸店目録書貫』1748(延享5)年5月

延享五春諸店目録書貫	一本店 売上高	八百四拾七貫五百目	
此札工善工上木新ア判ア上、	出目	七百五拾四貫八百目	
右差引	小拂	九百弍貫七百目	
九百弍貫七百目	取替	九拾三人	
四拾老貫百目	定為登		
五貫八百目	上州店江		
四拾六貫九百目	金六拾兩		
三貫七十八拾目	利拂		
三拾壹貫四百四拾目	諸方歩拂	金四百四拾八兩ト	
	三貫弍百拾七匁一分		
	シウト替		
一、千貫四百目	新 店 売上高		
此札工善工上遊新ア判ア上、	出目		
右差引	小拂		
八百八貫六百目	取替	九拾三人	
四拾弍貫五百目	定為登		
七貫三百目	上州店江		
五拾貫三百目	金五拾兩		
三拾貫目	利拂		
三貫七百八拾目	諸方歩拂	金八拾七兩五分ト	
九貫弍百目	三貫七百廿匁		
二口合	過上		
拾六貫目			

(以下省略)	右差引	百弍貫三百目	江州方	金六拾兩	諸方歩拂	諸御江	御江	諸御江	諸御江	諸御江	諸御江	諸御江
	四拾弍貫八百匁	五拾貫四百目	坂戸	八拾六貫八百目	五貫三百目	拾六貫六百目	九拾九貫四百目	百九拾九貫四百目	百九拾九貫四百目	拾六貫六百目	百九拾九貫四百目	百九拾九貫四百目
	(以下省略)	(以下省略)	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大
	ふ	定為登	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大
	足	定為登	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大	利京大

出所：富山家文書『諸店目録書貫』（請求番号 27G/00581）、河原 [1977] 122-126 頁。

以上のように、商家の本店では、傘下の店から決算報告書を提出させても、それを合併あるいは連結するような会計実務はほとんど見られず、各店の決算報告書の数値を集計して、商家組織全体の経営状況を把握するような試みが行われた数少ない商家の実務も、長谷川家で見られた実務と同一のものではなかった。何よりも、各店の決算を合併、連結するに当たり、損益計算と財産計算とが連携をもって行われておらず、長谷川家、あるいは三井家や中井家で見られた実務に比べて劣るものであったと言わざるを得ないのである。

近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

資料 10 富山家『惣算用目録』1729(享保 14)年上期及び下期

享保十四 酉秋惣目録	
酉春有物高	
一 ア仙サ上テ新ア判、 (四千五百六十四貫匁)	江戸両店
酉秋 両店金方上州店	
小判 ハウの可へ (五十八)	
一 見上エ新判、 (九百二十八貫匁)	江戸両店
一 エ仙エ上テ新テ判、 (二千二百十三貫匁)	金方
一 テ上テ新テ判、 (三百十九貫匁)	上州店
一 サ上新ア判、 (五百十貫匁)	大坂 呉服店
一 夕上テ新ア判、 (七百三十四貫匁)	両替店
一 ア仙夕上ア判、 (四千七百四貫匁)	
内	
一 エ上キ新目判、 (二百六十八貫目)	京都店
引残	請込高也
一 ア仙ア上テ新キ判、 (四千四百三十六貫匁)	
一 春ニ上エ新目判、 (百二十八貫匁)	ふ足ニ成ル
右之□ハ伊勢ニ而□	
□差引勘定可致也	
酉八月	

享保十五 戌春惣目録	
酉秋有物高	
一 ア仙ア上テ新木判、 (四千四百三十六貫匁)	江戸上州
戌春 江戸上州	
小判 ハウの可へ (五十八)	
一 免上サ新子判、 (九百五十一貫匁)	江戸両店
一 エ仙エ上ア新テ判、 (二千二百四十三貫匁)	金方
一 テ上テ新テ判、 (三百三十三貫匁)	上州店
一 サ上新ア判、 (五百十四貫匁)	大坂 呉服店
一 木上遊新サ判、 (六百七十五貫匁)	両替店
一 ア仙木上新木判、 (四千六百十六貫匁)	
内	
一 上免新サ判、 (百八十五貫目)	有物□□
引残	京都請込高
一 ア仙ア上テ新子判、 (四千四百三十一貫匁)	
一 酉秋ニテ新サ目判、 (三十五貫匁)	ふ足ニ成ル
右之□ハ伊勢ニ而□□	
差引勘定可致也	
戌二月	

出所：富山家文書『惣目録』（請求番号 27G/00176）、河原 [1977] 128 頁。

(3) 強固な組織体制と会計実務の果たす役割

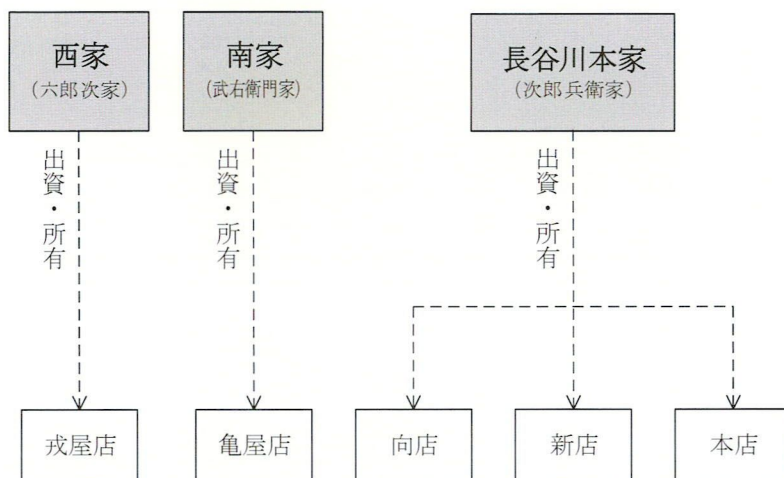
商家組織全体で複式決算簿記が採用され、これに基づいて損益計算と財産計算が連携をもって行われ得るまでに会計実務の発達が見られた長谷川家や三井家等と、それ以外の商家とは、どのような点において違いがあったのだろうか。

発展を遂げたいずれの商家も、本家が絶対的な存在として、傘下の各店を統括する役割を担っていたことに違いはなかったであろう。特に創業者が中心になって事業を拡大させている局面においては、本家を中心に商家組織全体が一体化し、困難を乗り越えて事業を拡大したという商家は数多い。しかし、時間が経過すると、世代交代等

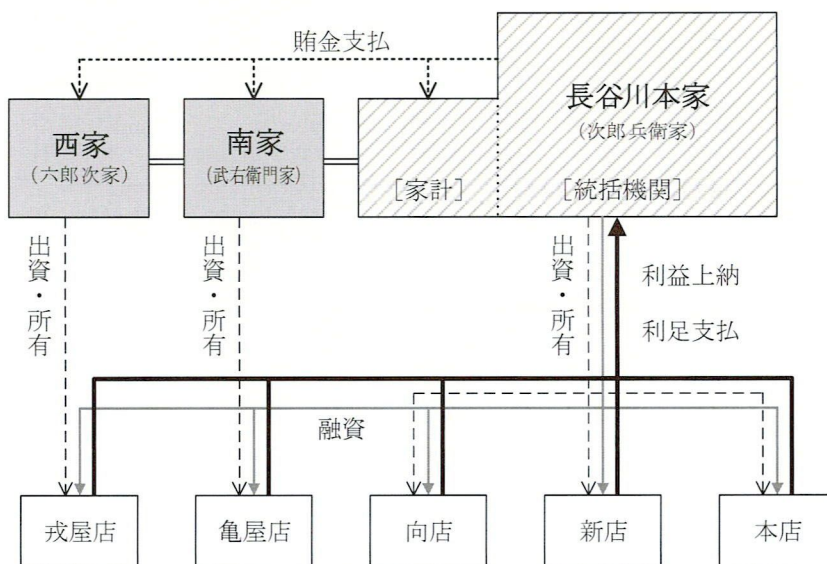
を契機に一族の事業が多くの家系に枝分かれして一族の結束が弱まり、最終的に衰亡してしまうケースは、日本だけでなく世界中で見ることができる。

図表8 長谷川家の組織体制図(第3期)

(1) 実際の組織体制



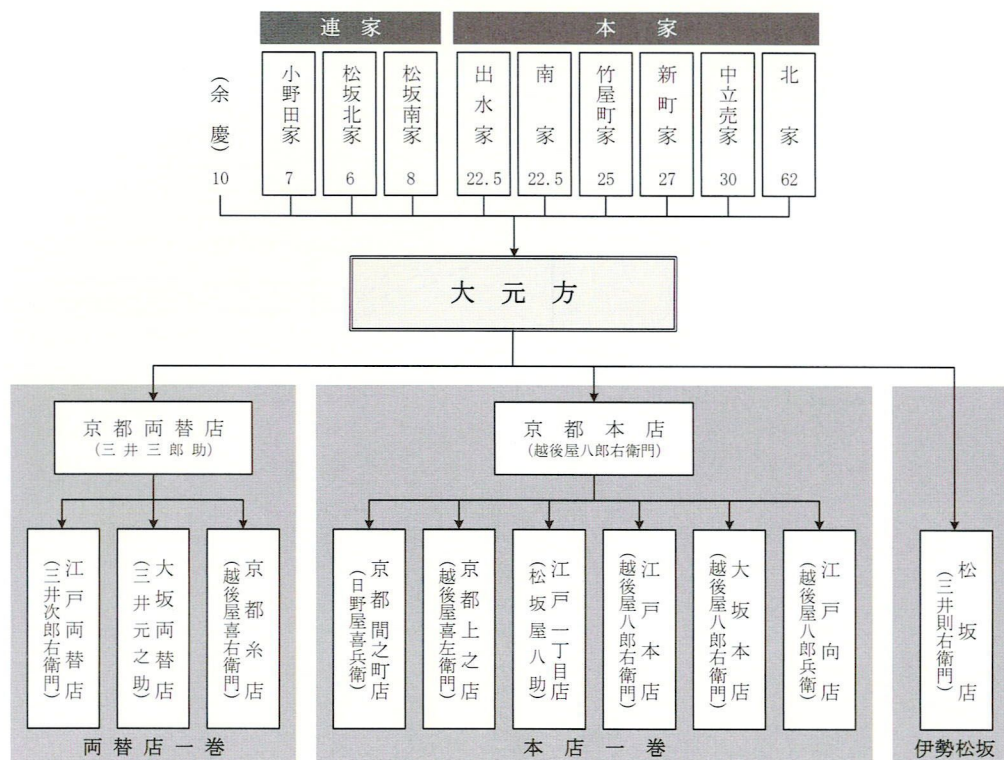
(2) 実質的な組織体制





## 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

図表9 三井家の組織体制図（1729[享保14]年）



注1 本家、連家の各家の数値は、大元方に対する持分数を示す。

2 各営業店の括弧内は、店名前を表す。

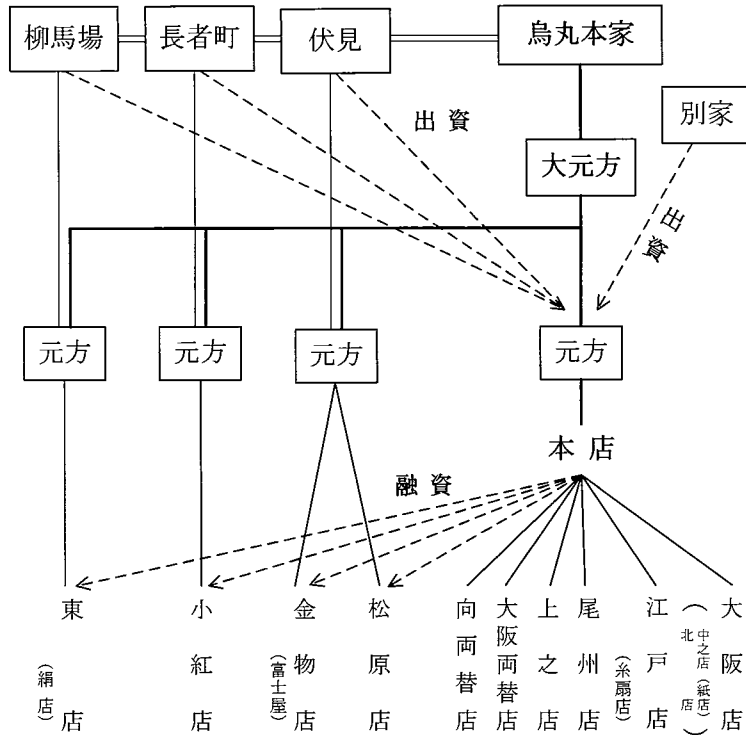
出所：西川 [1993] 111 頁、中井 [1966] 89 頁より作成。

こうした事態を避けて、長きに亘って繁栄を実現した商家は、本家が直接所有する店だけを支配するに止まらず、一族の共有財産や、分家及び分家が所有する店等を含めた一族のすべてを一元的に統括、支配する有機的な組織体として構築されていたという共通の特徴を見出すことができる。本稿で検討した長谷川家の第3期における実質的な組織体制も、そのような形に進化を遂げたものであったと考えられるのである。

長谷川家は、図表8に示したように、実際には、本家が3つの店を所有し、2つの分家がそれぞれ1つの店を所有していたが、実質的には、本家が一族全体の統括機関として、5つの店と3つの家を支配する組織体制となっていた。

本家は、各店に営業上の必要資金を融資する一方、その利息のみならず稼得した利益もすべて吸い上げた。そして、そのおよそ半分を各家に賄金として支払い、それ以外は内部留保とし、一族が生き残るための強固な体制を築いていたのである。そうした点からすれば、本家には統括機関と家計の2つの側面があったと見ることができる。

図表 10 下村家(大丸屋)の組織体制図(資金系統図)



出所：大丸二百五十年史編集委員会編 [1967] 116 頁。

三井家も、同様の発想で強固な組織体制を構築した商家であった。同家では、家祖・高利（1622～1694年）の死後、その遺言に従い、「大元方」を設置して一族の財産は分与せず、共有化する一方、同族各家の持分数を定め、一族が一致協力して事業の発展に尽くすための体制が構築された（図表9）。

三井家の「大元方」は、設立当初より家計からは分離した支配・統括に特化した機関として設置された点が、長谷川家の本家と異なる点と言えるであろう。

また、1717（享保2）年に京都に呉服店を開店後、両替業にも進出して発展を遂げた「大丸屋」の商号で知られる下村家でも、各家に店の営業を管理する「元方」を設けるとともに、京都の烏丸本家に設けられた「大元方」の下に、各家からの出資を受けて「元方」が設けられ、これが傘下各店へ融資するなどしながら、全体を統括していた（図表10）。

## 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

長谷川家の実質的な組織体制は、複数の拠点から成る現業部門を中央機関が統括する今日の持株会社形態の組織に近似したものであったが、三井家、下村家のいずれの組織体制も、同様のものであったと言える。

そして、三井家、下村家のいずれにおいても、長谷川家で見たとほぼ同等の体系的な会計実務が、組織全体で実践されていたことが明らかになっている（西川〔1993〕、賀川〔1995〕）。すなわち、傘下の各店に複式決算を可能とする簿記法を用いた会計実務により期間損益あるいは期末資本を二面的に算定させ、店の経営状況の的確なモニタリングを実現した上で、店の決算結果は本家の決算において、今日の「持分法」と同一の処理によって取り込み、現業部門と中央機関の決算を有機的に連携させて、商家組織全体の経済的実質を反映させた決算が行われていたのである。

こうした実務により、一族が保有する不動産を始めとするすべての資産が的確に管理され、持分所有者である同族各家への生活費の支給、非常時の対応のための引当金の設定等、一族に関するあらゆる事項が会計数値として把握され、「イエ」の存続に大きく貢献していたと考えられる。すなわち、商家の組織体制の発展・進化が体系的な会計実務を必要とし、そうして完成された複式決算を行い得る体系的な会計実務が、商家組織のその後の発展を支えていたと見ることができるのである。

先ほどみた富山家も、「本代割」と呼ばれる持分を一族各員に保有させることで、分家・独立を禁止し、資本を結合させることで経営拡大を企図した（吉永〔1962〕73頁）。しかし、経済情勢の変動等に抗しきれずに経営が悪化し、1735（享保20）年に「元方制度」を導入して経営刷新を図るも功を奏さず、1772（安永2）年に「本代割」を解消し、1808（文化5）年に分散整理のやむなきに至った。富山家の場合、長谷川家や三井家等と同じ経営の方向を目指したものの、組織体制を十分に強固なものとして構築することができなかつたと見られ、そのことと、傘下各店の決算数値を集約しながらも、最終的に体系的な会計実務の完成が見られなかつたこととは、密接に関係していた可能性が考えられる。こうした点の解明については、今後の研究課題とし、引き続き検討していきたい。

## 6. 総括

本稿では、伊勢商人・長谷川治郎兵衛家の会計実務の発達過程の分析を中心に、近世日本の商家における会計実務がいかにして生成・発達したのかについて、組織体制との関わりから考察してきた。

本稿における考察から明らかになったことは、以下の通りである。

- ① 江戸に店を開設して事業を展開した長谷川家では、早くから江戸店と本家のいずれにおいても、それぞれを独立した会計単位とした定期的な決算が行われた。決算においては、資産合計から負債合計を差し引いて期末資本を算定することが中心目的に据えられていた。
- ② 現業部門である江戸店では、経営成績を明らかにする必要から、財産法による期間損益の算定も当初より行われた。一方、家業の存続や家産の維持に最大の関心があったと思われる本家の会計実務は、独立した会計単位としては、期末資本の算定で事足りていた。
- ③ その後、江戸店では、本家に先行して、経営成績の詳細な分析を可能にする損益法による期間損益の算定も行われるようになり、早くに複式決算が確立された。
- ④ やがて、本家が一族の事業、家産、家計を一元的に統括する中央機関となり、商家組織全体が今日の持株会社形態の有機的な組織体制へと発展・進化すると、傘下の江戸店の決算結果を今日の持分法と同一の方法で取り込み、商家組織全体の経済的実質を反映した複式決算を行い得る会計実務へと発達を遂げた。

以上の通り、長谷川家における会計実務は、組織体制の発展と密接な関係をもって段階的な発達を遂げ、極めて体系的なものとして完成された。

他の商家の会計実務や組織体制についての考察も踏まえると、近世日本の商家においては、その組織体制の発展・進化が、複式決算を可能とする日本固有の簿記法を生成させるとともに、これに基づいた体系的な会計実務を発達させ、最終的に商家組織全体の経済的実質を反映させた決算を行う実務として完成させた重要な要因となっていたと考えられるのである。

## 注

- 1) 経営史家の宮本又郎は、以下の6つの社会的特質から、近世日本（江戸時代）は、「プリ・モダン（前近代）」ではなく、「アーリー・モダン（近代初期）」として捉えるべきであると主張している（宮本 [2007] 2-4頁）。
  - ① 朝廷・公家及び寺社等の古代勢力の後退が決定的となり、世俗の経済的価値や法則が人々の行動様式に強い影響を与えるようになった。
  - ② 分散割拠的な所領支配が崩れ、経済活動の広域化が実現した。

### 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

- ③ 稲作農業の安定性が増したことが、農地から離れて町場で定住して商工業を営む人々の存在を許し、人々の生活空間が大きく変貌した。
- ④ 士農工商という身分制が分業関係を成立させた。
- ⑤ 中国と西洋の影響を最小限にとどめて、国家の自立を図ろうとする意識が鮮明に現れてきた。
- ⑥ 徳川幕府によって事実上はじめて国内通貨が統一された。
- 2) 大森研造(1888~1936年)によれば、わが国における最古の商業帳簿は、1510(永正7年)の「土倉帳」とされるが、現存しておらず、どのようなものであったかはわかっていない(大森[1921]779頁)。
- 3) 中世後期イタリアで生成した複式簿記が、安土桃山時代に渡来した南蛮人を通じて日本に伝来したとする説も見られるが(岩邊[1986]・[1989])、そのことを示す具体的な証拠がないことや、近世日本の商家で用いられた簿記法には西洋式の複式簿記と異なる独自の特徴も見られることから、日本において独自に生成した固有のものであったとする見方が有力となっており、本稿もこの見解に基づいている。
- 4) 1705(宝永2)年に刊行された大伝馬町の『町内記録書寫』には、町内において木綿問屋を営む商家74軒が、3つのグループに区分され、創業順に列記されているが、1625年から1630年に創業した「一、以前ヨリ年久問屋仕候者」3軒に続いて、「二、仲買問屋仕候處仲買相止問屋商買仕候者」52軒のうち、1635年創業の筆頭3軒の1つとして、布屋市左衛門が挙げられている。尚、丹波屋治郎兵衛は、同区分の47番目に記載されている(紺野[1936]17-35頁)。
- 5) 同書は、「江戸の都市構造と江戸における木綿問屋仲間の動向、木綿の全国的な流通構造、それに長谷川家の経営構造とを混然一体として取り扱っており、近世経済史研究の上で画期的な著書である」(賀川[1999]2頁)と評されている。
- 6) 河原が示したモデルは、後に見るように、「持分法」による会計処理と同一のものであった。
- 7) これらの文書は、1918(大正7)年に株式会社化された長谷川商会によって、古帳面の整理が行われた際に不要と判断されて処分されたものであったが、古紙商を経て古書店にわたり、そこから当時の東京商科大学附属図書館が1922(大正11)年に入手したという(一橋大学附属図書館ホームページ「所蔵コレクション 大伝馬町長谷川木綿店古帳 解説」より)。
- 8) 実際には、途中、1684(貞享元)年と1693(元禄6)年については、12月末日現在だけでなく、盆前(すなわち、上半期末現在)の「本金」も記されており、その結果、ここには合計18期分の「本金」の記載が見られる。
- 9) 1712(正徳2)年から1718(享保3)年までの7年間について、『萬儲帳』で算定された各年の利益(上期と下期の損益合計額)の総計が金6,912両3歩と銀14匁4分6厘であったのに対し、『目録』で算定された資本の増加額の総計は金6,879両3歩と銀10匁9分7厘と、両者は極めて近い額となっていた(賀川[1999]48-49頁)。
- 10) 同家の符牒は、次の通りである(諸資料より、筆者作成)。

子	エ	テ	ア	サ	木	遊	免	ミ	新	上	善	幡	判	、	入
一	二	三	四	五	六	七	八	九	拾	百	千	万	貫	匁	分

## 史料

## 長谷川家文書（三重県松阪市所蔵）

- 史料番号 1：本家『有金目録覚』1681（天和元）年～1705（宝永2）年。  
 史料番号 2：本家『大福帳』1706（宝永3）年～1738（元文3）年。  
 史料番号 7：本家『大福帳』1813（文化10）年～1820（文政3）年。  
 史料番号 15-1：本家『万儲控 一』1706（宝永3）年～1738（元文3）年。  
 史料番号 18：本家『万儲帳』1804（享和4）年～1817（文化14）年。  
 史料番号 202-1：江戸本店『店目録日記』1691（元禄4）年正月。  
 史料番号 203-7：江戸本店『店算用目録』1708（宝永5）年正月。  
 史料番号 220-17-13：江戸本店『店算用目録』1817（文化14）年7月。  
 史料番号 220-17-14：江戸新店『店算用目録』1817（文化14）年7月。  
 史料番号 242-1-4：江戸本店『利帳差引覚』1708（宝永5）年。  
 史料番号 249-1-17：江戸新店『大黒』1817（文化14）年。  
 史料番号 249-2-18：江戸本店『大黒』1817（文化14）年。

## 川喜田家文書（石水博物館所蔵）

- 整理番号 II 20-6：本家『東西店々勘定勘目』1854（安政元）年～1870（明治3）年。

## 富山家文書（国文学研究資料館所蔵）

- 請求番号 27G/00581：『諸店目録書貫』1748（延享5）年。  
 請求番号 27G/00174：『惣算用目録』1676（延宝4）年～1711（宝永8）年。  
 請求番号 27G/00176：『惣目録』1729（享保14）年～1735（享保20）年。

## 参考文献

- 稲本紀昭・駒田利治・勝山清次・飯田良一・上野秀治・西川洋 [2015] 『三重県の歴史（第2版）』山川出版社。  
 岩邊晃三 [1986] 「16世紀日欧会計史—イタリア式簿記の伝播について—」『社会科学論集』埼玉大学経済研究室、第58号、45-77頁。  
 ——— [1989] 「イタリア式簿記の日本への伝播について」『會計』森山書店、第135巻 第6号、931-945頁。  
 大喜多甫文 [2017] 『伊勢商人と江戸店』光出版。  
 大谷壽太郎 [1937a] 「江戸時代に於ける織物問屋の帳簿（其一）」『會計』森山書店、第41巻 第5号、101-108頁。  
 ——— [1937b] 「江戸時代に於ける織物問屋の帳簿（其二・完）」『會計』森山書店、第41巻 第6号、99-111頁。  
 大森研造 [1921] 「我國在來の商業帳簿」『經濟論叢』京都帝國大學經濟學會、第12巻 第5号、117-133頁。  
 小倉榮一郎 [1962] 『江州中井家帖合の法』ミネルヴァ書房。  
 賀川隆行 [1995] 「大丸屋の棚卸帳」『三井文庫論叢』三井文庫、第29号、1-74頁。  
 ——— [1999] 「江戸木綿問屋長谷川家の経営の転換」『三井文庫論叢』三井文庫、第33号、1-108頁。  
 ——— [2014] 「成長期の江戸木綿問屋長谷川家の経営と家屋敷」『三井文庫論叢』三井文庫、

## 近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制

第 48 号、13-66 頁。

河原一夫 [1977] 『江戸時代の帳合法』 ぎょうせい。

北島正元編著 [1962] 『江戸商業と伊勢店—木綿問屋長谷川家の経営を中心として—』 吉川弘文館。

紺野浦二 [1936] 『大傳馬町』 學藝書院。

大丸二百五十年史編集委員会編 [1967] 『大丸二百五拾年史』 株式会社大丸。

中井信彦 [1966] 「三井家の経営—使用人制度とその運営—」 『社会経済史学』 社会経済史学会、第 31 卷 第 6 号、88-101 頁。

西川 登 [1993] 『三井家勘定管見—江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究—』 白桃書房。

林 玲子 [1976] 「木綿問屋川喜田家資料（I）—寛文～元禄初年を中心に—」 『流通経済大学論集』 流通経済大学、第 11 卷 第 1 号、74-80 頁。

松阪市教育委員会編 [2013a] 『三重県松阪市長谷川家文書調査報告書 I』 松阪市教育委員会。

——— [2013b] 『三重県松阪市長谷川家文書調査報告書 II』 松阪市教育委員会。

——— [2013c] 『三重県松阪市長谷川家文書調査報告書 III』 松阪市教育委員会。

松阪市史編さん委員会編 [1983] 『松阪市史 第 12 卷 資料篇 近世(2) 経済』 蒼人社。

松本四郎 [1962a] 「大傳馬町木綿問屋の成立」 北島編著 [1962] 第二章、63-138 頁。

——— [1962b] 「元禄・享保期における長谷川家の木綿問屋経営」 北島編著 [1962] 第三章、139-206 頁。

——— [1962c] 「近世後期における長谷川家の木綿問屋経営」 北島編著 [1962] 第七章、371-441 頁。

三重県編 [1998] 『三重県史 資料編 近世 4（上）商業・交通』 三重県。

宮本又郎 [2007] 「日本型企業経営の起源—江戸時代の企業経営—」 宮本又郎・阿部武司・宇田川勝・沢井実・橘川武郎著『日本経営史 [新版] —江戸時代から 21 世紀へ—』 有斐閣、第一章、1-83 頁。

吉永 昭 [1962] 「伊勢商人の研究—近世前期における「富山家」の発展と構造」 『史学雑誌』 史学会、第 71 編 第 3 号、49-85 頁。